

関税率表 所属(HS 分類)チートシート

関税率表 所属(HS 分類)チートシート

通関士試験「通関実務」の所属決定問題(択一式・選択式)対策。関税定率法別表(関税率表)= HS 品目表(21 部・97 類、第 77 類は欠番)。

注意: 本シートは HS2022 ベースの整理。細目(統計細分・税率)は毎年改正されるため、最終確認は税関「実行関税率表」(<https://www.customs.go.jp/tariff/>)で行うこと。

1. 関税率表の解釈に関する通則(最頻出・全文暗記レベル)

通則	内容	典型例
1	部・類・節の 表題は単なる参照 。所属は 項(4 桁)の規定と部注・類注 により決定	表題に引きずられない
2(a)	未完成・未組立 の物品も、完成した物品としての 重要な特性 を備えれば完成品の項へ	ノックダウンの家具、ペダル無し自転車
2(b)	材料・物質への言及は 混合物・結合物を含む 。2 以上の材料からなる物品は通則 3 で決定	—
3(a)	最も特殊な限定 をして記載する項を優先(ただし 2 以上の項がそれぞれ一部のみを記載する場合は 等しく特殊 とみなし→3(b)へ)	「ひげそり器」8510 が「電気機械」より優先
3(b)	3(a)で決定できない混合物・セットは 重要な特性(essential character)を与える構成要素 の項へ	小売セット(スパゲッティ+粉チーズ→パスタ)
3(c)	3(a)(b)で決められない場合、等しく考慮に値する項のうち 数字上最後の項	—
4	前記で分類不能な物品は 最も類似する物品 の項へ	(適用例はまれ)
5(a)	専用容器 (楽器ケース・カメラケース等)で長期間の使用に適し、中身とともに提示され通常中身とともに販売されるものは中身と共に分類(重要な特性を全体に与えている容器には適用しない)	バイオリンケース→バイオリンと同じ項
5(b)	5(a)の規定に従うことを条件として、 包装材料・包装容器 は中身と共に分類(反復使用に適することが明らかなものには適用しない)	通常の小売包装は中身に含める。反復使用が明らかな例: ガス用ボンベ
6	号(6 桁)の決定にも通則 1~5 を 準用 。同一水準の号のみ比較	—



2. 部・類の全体マップ(21 部 97 類)

部	類	内容	覚え方の軸
1	01-05	動物(生体)・肉・魚・乳卵蜜・その他動物性	生き物→肉→魚→乳→残り
2	06-14	植物: 花木・野菜・果実・コーヒー茶香辛料・穀物・穀粉・採油用種・植物性エキス・組物材料	花→野菜→果物→嗜好→穀物→粉→種→液→材料
3	15	動植物性油脂・マーガリン	油脂はこの1類(第15類)のみ
4	16-24	調製食料品: 肉魚調製品・糖・ココア・穀粉調製品・野菜果実調製品・各種調製食料品・飲料酒・飼料・たばこ	「加工したら4部」
5	25-27	鉱物: 塩石セメント・鉱石・鉱物性燃料	—
6	28-38	化学: 無機 28・有機 29・医薬 30・肥料 31・染料 32・精油化粧 33・石けん 34・タンパク 35・火薬 36・写真 37・雑 38	番号で暗記
7	39-40	プラスチック 39・ゴム 40	—
8	41-43	皮革 41・革製品(バッグ)42・毛皮 43	—
9	44-46	木材 44・コルク 45・組物 46	—
10	47-49	パルプ 47・紙 48・印刷物(書籍)49	—
11	50-63	繊維: 絹 50・毛 51・綿 52・その他植物繊維 53・人造長繊維 54・人造短繊維 55・不織布等 56・カーペット 57・特殊織物 58・加工布 59・メリヤス編物 60・ メリヤス衣類 61・織物衣類 62 ・その他製品/中古衣類 63	61=ニット、62=布帛
12	64-67	履物 64・帽子 65・傘 66・羽毛製品/造花 67	足→頭→手→飾り
13	68-70	石セメント製品 68・陶磁 69・ガラス 70	—
14	71	真珠・貴石・貴金属・身辺用模造細貨類	—
15	72-83	卑金属: 鉄鋼 72・鉄鋼製品 73・銅 74・ニッケル 75・アルミ 76・(77 欠番)・鉛 78・亜鉛 79・すず 80・その他卑金属 81・工具/刃物 82・卑金属雑製品 83	「な(7)い(1)ものは 77 類」
16	84-85	機械 84・電気機器 85	—
17	86-89	鉄道 86・自動車 87・航空機 88・船舶 89	陸→陸→空→海
18	90-92	光学/精密/医療機器 90・時計 91・楽器 92	—
19	93	武器	—
20	94-96	家具/照明/プレハブ 94・がん具/運動用具 95・雑品 96	—
21	97	美術品・収集品・骨董(製作後 100 年超)	—



3. 頻出ひっかけ品目(テーマ別対照表)

食品系 — 「生鮮は 1～2 部、加工したら 4 部」が原則、例外に注意

品目	類	ひっかけポイント
生きている魚	03	「生きている動物=1 類」の例外。魚・甲殻類は生きていても 3 類
ソーセージ、肉・魚の缶詰	16	2 類・3 類ではない(調製品)
単に水煮・蒸気加熱した冷凍野菜	07	この程度の加熱は 7 類にとどまる
乾燥野菜・乾燥豆	07	乾燥しても 7 類
乾燥果実・ナッツ	08	—
天然はちみつ・ローヤルゼリー	04	はちみつは 0409、ローヤルゼリーは 0410(昆虫その他の食用の動物性生産品)
マーガリン	15	バター(04 類)との対比で頻出
コーヒー(いったもの含む)	09	インスタントコーヒー(エキス)は 21 類
茶	09	清涼飲料の茶飲料は 22 類
小麦	10	小麦粉は 11 類、パン・ペストリー・ピザは 19 類
大豆・落花生	12	採油用種。いった落花生(調製)は 20 類
パスタ・ビーフン	19	1902
コーンフレーク	19	1904(穀物膨張加工品)
砂糖菓子(キャンディー)	17	チョコレート菓子は 18 類
果実ジュース・野菜ジュース	20	2009
ジャム・マーマレード	20	—
アイスクリーム	21	2105
豆腐、こんにゃく、調製食料品(その他)	21	2106(その他の調製食料品)
しょうゆ・ソース・マヨネーズ	21	2103
ミネラルウォーター・清涼飲料	22	「飲料」は 22 類(果汁は 20 類)
ビール・ワイン・清酒・食酢	22	食酢も 22 類(2209)
飼料用調製品(ペットフード)	23	2309
たばこ	24	—

繊維・衣類・身の回り品

品目	類	ひっかけポイント
T シャツ・セーター(ニット)	61	メリヤス編み・クロセ編み=61 類
ワイシャツ・スーツ(織物)	62	布帛=62 類
中古の衣類	63	6309。61/62 類ではない
革製ハンドバッグ・財布	42	「革製品」。毛皮製衣類は 43 類
革製手袋	42	ニット手袋は 61 、織物手袋は 62
履物(材料問わず)	64	ゴム長靴も 64 類



帽子・安全ヘルメット	65	—
傘・つえ	66	—
羽毛製品・造花・加工人髪(かつら)	67	未加工の人髪は 05 類
カーペット	57	繊維部(11 部)内
紙おむつ・生理用品	96	9619(材料を問わず 96 類に統合)

化学・雑貨

品目	類	ひっかけポイント
医薬品・ばんそうこう	30	—
香水・化粧品・歯磨き	33	—
石けん・合成洗剤・ろうそく	34	化粧石けんも 34 類(33 類ではない)
カゼイン・アルブミン・にかわ	35	乳由来でも 4 類ではない
火薬・花火・マッチ	36	—
殺虫剤・除草剤(小売用)	38	3808
プラスチック製品	39	—
ゴムタイヤ・コンドーム	40	—
書籍・新聞・地図	49	印刷物。未使用切手は 4907、収集用(使用済)切手は 97 (9704)

金属・機械・その他

品目	類	ひっかけポイント
鉄鋼(素材)	72	鉄鋼「製品」(ねじ・くぎ・管等)は 73
手工具・スパナ・刃物・スプーン	82	卑金属製に限る
錠・金庫・ベル	83	卑金属雑製品
パソコン・タブレット	84	自動データ処理機械 8471。ノート PC・タブレットは通常 8471.30。電子式でも 85 類とは限らない
スマートフォン・携帯電話	85	通信機能を主とする電話機 8517。スマートフォンは 8517.13、その他の携帯電話は 8517.14
テレビ・イヤホン	85	—
自動車・部品、自転車	87	—
眼鏡・写真機(フィルム式)・体温計・医療機器	90	フィルム式写真機は 9006(90 類)だが、 デジタルカメラ・ビデオカメラレコーダーは 8525(85 類)
腕時計	91	—
楽器	92	楽器の専用ケースは通則 5(a)で楽器と同項
家具・寝具・照明器具・プレハブ建築物	94	照明は 85 類ではない
がん具・ビデオゲーム機・運動用具・釣り用具	95	ぬいぐるみも 95 類
ボールペン・鉛筆・ライター・パイプ・くし・魔法瓶	96	「雑品の 96 類」
絵画・彫刻・骨董(100 年超)	97	—



4. 部注・類注の頻出ポイント

- ・ **第 16 部注 2(部分品の分類 3 原則):** ①84・85 類の項に該当する部分品はその項へ ②特定機械専用の部分品はその機械の項(または部分品の項)へ ③その他は 8487/8548 へ。
 - ・ **第 15 部注(はん用性の部分品):** ねじ・ばね・錠等の「はん用性の部分品」は機械の部分品とせず 73 類・83 類等それぞれの項へ。
 - ・ **第 11 部:** 2 以上の紡織用繊維からなる物品は**最大重量の繊維**の物品として分類(最大重量を占める繊維がない場合は、等しく考慮に値する項のうち数字上最後の項)。
 - ・ **第 61 類/62 類の境界:** メリヤス編み・クロセ編みか否か。61・62 類は**製品(衣類)**であり、生地は 50～60 類。
 - ・ **第 64 類(履物):** 項(6401～6405)の決定は**本底及び甲の材料**の組合せ。
 - ・ **通則 3(b)のセット物:** 小売用セットは「重要な特性」を与える構成要素で全体を分類(出題例: 食品詰合せ、文具セット、ヘアケアセット)。
 - ・ **第 4 類の除外:** カゼイン→35 類、マーガリン→15 類。
 - ・ **第 2 類の除外:** ソーセージその他の調製品→16 類。
 - ・ **第 97 類:** 骨董品は**製作後 100 年を超えるもの**。
-

5. 暗記の優先順位(試験対策)

1. **通則 1～6**(条文趣旨と適用順序) — 択一・語群選択の両方で毎年出る。
 2. **類番号の全体マップ**(§ 2) — 「第○類に属するものはどれか」を即答するため、97 類の並びを部単位で体で覚える。
 3. **食品の生鮮/調製の境界**(§ 3 食品系) — 実務の分類問題で最頻出ゾーン。
 4. **ひっかけ定番品目**(マーガリン 15、アイスクリーム 21、食酢 22、石けん 34、カゼイン 35、中古衣類 63、紙おむつ 9619、切手 4907/9704 など)。
 5. 申告書作成問題は実行関税率表の抜粋が与えられるため、**類の当たりを付ける速度**が得点力。§ 2 のマップを最優先で。
-

6. 過去問出題実績(第 57～59 回の申告書・分類問題)

実際の申告書作成問題は「**境界事例を連続で並べる**」構成。近年の題材と分類の急所:

第 57 回(2023) 輸出申告: 衣類

- ・ アノラック・防水アノラック・混紡ショール・綿シャツ・メリヤス T シャツ・絹ネクタイ。
- ・ 急所: **61 類(ニット)/62 類(織物)の区分**、62 類注 9(男女兼用は女子用扱い)、62.10 項(特殊加工衣類)、混紡の最大重量繊維ルール。

第 57 回(2023) 輸入申告: 米国産食材

- ・ 冷凍フォアグラ・豚ソーセージケーシング・冷凍ムール貝・フリーズドライラズベリー・冷凍ブルーベリー・黒トリュフ → **2 類/3 類/5 類/8 類** に分散。
- ・ 急所: 動物性・植物性生産品の生鮮/加工の境界、買付手数料・無償提供の小売用箱の加算判断。

第 58 回(2024) 輸出申告: 楽器等

- ・ バイオリンスターターキット・バイオリンケース・1920 年製バイオリン・1987 年製グランドピアノ・無償の玩具ピアノ・鋼製譜面台。
- ・ 急所: 楽器 **92 類**/玩具ピアノ **95 類**/単独ケース **42 類**/鋼製譜面台 **73 類**、**セット品(通則 3(b))・専用ケース(通則 5(a))**・中古品・無代物の扱い。



第 58 回(2024) 輸入申告: スポーツ用品

- ・ 運動靴・革手袋・靴部分品等 → **9506(運動用具)/4203(革製衣類附属品)/6404・6406(履物・部分品)/3921(プラスチック)**。

第 59 回(2025) 輸出申告: 飲料

- ・ コーヒー飲料・ビールテイスト飲料(Alc0.7%)・レモン風味炭酸水・加糖レモネード・ノンアルコールワイン(Alc0.1%)・りんご+にんじんミックスジュース。
- ・ 急所: **20 類(ジュース 2009)/22 類(飲料 2202・ワイン 2204)の境界**、アルコール分 0.5% 基準、果汁か調製飲料か。

第 59 回(2025) 輸入申告: 竹製品等

- ・ 籐編みハンドバッグ・竹製フルーツバスケット・竹製スプーン・竹杵鏡・やし繊維ブラシ・竹製ほうきの柄 → **42 類/44 類/46 類(組物)/70 類(鏡)/96 類(ブラシ)** に分散。
- ・ 急所: 材料(竹・籐・やし繊維)×製品形態で類が割れる。「組物材料の製品 46 類」と「木・竹製品 44 類」「雑品 96 類」の境界。

択一・知識問題

- ・ 第 58 回: 通則 3、第 59 回: 通則全般+**関税率表の「類」を直接問う択一(高難度と講評)**。分類テーマは択一でも毎年出る。

7. 注目の輸出入品

経済安全保障、資源・エネルギー及び日本の主要輸出品として注目される物品の「類の当たり」をまとめる。以下は代表的な完成品・状態についての HS6 桁までの目安であり、実際の所属は、材質、機能、加工状態、包装、最大離陸重量等の事実により変わる。

デジタル機器・ドローン・半導体

物品	主な HS	分類の急所
ノートパソコン・タブレット	8471.30	第 84 類の「自動データ処理機械」。タブレットは、通話機能があってもデータ処理機能が主なら 8471.30 となる分類例がある
スマートフォン・その他の携帯電話	8517.13 / 8517.14	第 85 類の電話機。「電子機器だから 85 類」ではなく、主機能がデータ処理か通信かを見る
パソコン周辺機器	8471、8443、8517、8523、8528 等	キーボード・マウス 8471.60、プリンター 8443、ルーター 8517.62、USB メモリー 8523.51、外部モニター 8528.52 など、すべてが 8471 になるわけではない
運搬用・撮影用ドローン	8806	積載物を運ぶものや、カメラを恒久的に装備する無人航空機も 88.06 項。遠隔制御専用か否か及び最大離陸重量等で号が分かれる



娯楽用ドローン	9503.00	専ら娯楽用に設計された飛行玩具 だけが 95.03 項。単に小型・個人使用というだけでは玩具にならない
半導体製造装置	8486	ウエハー製造用 8486.10、半導体デバイス・集積回路製造用 8486.20。完成した半導体の 85 類ではなく機械の 84 類
半導体ウエハー	3818.00 等	電子工業用にドーピング処理した元素をウエハー状にしたものは 3818。未ドーピング、回路形成済み等、加工段階により所属が変わる
半導体チップ	8541 / 8542	ダイオード、トランジスタ等の個別半導体デバイスは 8541、CPU・GPU・メモリー等の集積回路は 8542
メモリー	8542.32 / 8473.30 / 8523.51	IC 単体の記憶素子は 8542.32、PC 用 DRAM モジュールは 8473.30、不揮発性半導体記憶装置(USB メモリー等)は 8523.51
ビデオカード	8473.30	PC 用拡張カードとして第 84.71 項の機械に専ら又は主として使用するもの。単体の GPU チップは 8542.31

資源・エネルギー

物品	主な HS	分類の急所
希土類金属（レアアース）	2805.30	希土類金属、スカンジウム及びイットリウム。相互の混合物・合金を含む
希土類化合物	2846	セリウム化合物その他の希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機・有機化合物
レアアース永久磁石	8505.11	金属製の永久磁石。原料がレアアースでも、製品としての機能により第 85 類へ移る
原油	2709.00	石油及び歴青油のうち 原油 。精製油の 27.10 項と区別する
ナフサ	2710.12	原油ではなく、軽質油及びその調製品。用途・性状により国内統計細分が分かれる

酒類・飲料・農林水産品

物品	主な HS	分類の急所
ウイスキー	2208.30	蒸留酒。発酵酒の 22.06 項ではない
日本酒（清酒）	2206.00	その他の発酵酒。ワイン 22.04、蒸留酒 22.08 との違いを確認
ビール	2203.00	麦芽から製造したビール。ビールテイスト飲料は成分・アルコール分により 2202 等となり得る
清涼飲料水	2202	甘味料・香昧料入りの水その他の非アルコール飲料。果実・野菜ジュースは 2009
和牛・牛肉	0102 / 0201 / 0202	生きた牛は 0102、牛肉は生鮮・冷蔵 0201、冷凍 0202。「和牛」専用の HS 項はない



帆立貝	0307.21 / 0307.22 / 1605.52	生きたもの・生鮮・冷蔵は 0307.21、冷凍は 0307.22、調製・保存処理品は 1605.52
ブリ	0302.89 / 0303.89 / 0304 等	生鮮・冷蔵の全魚、冷凍の全魚、フィレ等で項が分かれる。調製・保存処理品は 16 類
緑茶	0902.10 / 0902.20	発酵していない茶。直接包装が正味 3kg 以下なら 0902.10、その他は 0902.20。茶飲料は 22 類
真珠	7101 / 7116.10	ばらの天然・養殖真珠は 7101。製品にしたものは 7116.10。一時的な糸通しは 7101 に残る
りんご	0808.10	生鮮りんご。ジュースは 2009、その他の調製品は加工状態により 20 類
釣具	9507	釣りざお 9507.10、釣針 9507.20、リール 9507.30、その他の魚釣用具 9507.90

参照: 税関「実行関税率表（2026 年 4 月 1 日版）」「パーソナルコンピューターと周辺機器の分類例」「HS 品目表の 2022 年改正の概要」。

作成: 2026-08-09、最終更新: 2026-08-12。過去問実績は調査 04(税関公式の問題 PDF 確認)に基づく。通則 5(a)(b)の除外条件・第 64 類の項決定基準・カメラの 85 類/90 類区分・注目品の代表的所属を税関公表資料(通則正文 PDF・実行関税率表・関税率表解説・分類例規)で確認済み。

